

改造自動車審査要領

1 . 改造自動車の取扱いの目的

自動車について改造を行うことにより、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図ることを目的とする。

2 . 改造自動車の範囲

この要領にいう改造自動車とは、次のものをいう。

(1) 改造自動車

改造自動車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添 2 「新型自動車等取扱要領」により新型自動車として届出があった自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下「新型届出自動車」という。）又は「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）別添「輸入自動車特別取扱要領」により輸入自動車特別取扱自動車として届出があった自動車に 3 . に該当する改造をしたもの（型式指定自動車又は新型届出自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車（型式指定自動車又は新型届出自動車と同一として製作される車名及び型式が同一であるほか、3 . (1) から (9) までの装置等の過半数が同一である自動車をいう。）に 3 . に該当する改造をしたものを含む。）をいう。

また、国内で登録されたことのある並行輸入自動車であって、3 . に該当する改造をしたものについても適用するものとする。

3 . 改造自動車の届出の必要な範囲

(1) 車枠及び車体

車枠及び車体について、次に該当する改造を行うもの

フレームを有する自動車のフレーム形状を変更（フレームの形状（例：ストレート キックダウン）又は断面形状（例：コ形 形）を変更するものをいう）、及びホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの

モノコック構造の車体の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・モノコック構造の車体に直径が 250 mm の円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの
- ・モノコック構造の車体の形状を箱型 幌型にするもの
- ・モノコック構造のアンダーボディ又はルーフを変更し、運転者室、客室及び荷

台を延長又は短縮するもの

- ・モノコック構造の車体のフロント・オーバーハング部又はリア・オーバーハング部を延長又は短縮するもの
 - ・乗合自動車等のモノコック構造の主要骨格構造を変更するもの
- 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの

(2) 原動機

原動機について、次に該当する改造を行うもの

- 型式の異なる原動機に寄せ換えるもの
- 原動機の総排気量を変更するもの

(3) 動力伝達装置

動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの

- プロペラシャフトの変更（プロペラシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの
- ドライブシャフトの変更（ドライブシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの
- トランスミッションの変更を行うもので次に該当する改造を行うもの
 - ・手動式トランスミッション 自動式トランスミッション
 - ・A型トランスミッション B型トランスミッション（ただし、変速比又は変速段の変更をするものを除く。）
 - ・機械式クラッチ 電磁クラッチ（ただし、クラッチを強化型等に変更するものは除く。）

駆動軸数の変更（駆動軸数を増減する改造を行うものをいう）を行うもの

駆動軸への動力伝達方式の変更（チェーン式 ベルト式、チェーン式又はベルト式 ドライブシャフト式）を行うもの

(4) 走行装置

走行装置について、次に該当する改造を行うもの

- 走行方式の変更（タイヤ キャタピラ又はそり）を行うもの
- フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの
- 軸数の変更を行うもの

(5) 操縦装置

操縦装置について、次に該当する改造を行うもの

かじ取ハンドルの位置の変更（右ハンドル 左ハンドル、かじ取ハンドルの追加）を行うもの

操舵軸数の変更（2WS 4WS）を行うもの

リンク装置の変更（ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの）を行うもの

かじ取操作方式の変更（かじ取操作方式を手動式から足動式に変更するもの）を行うもの

(6) 制動装置

制動方式の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・ドラム・ブレーキ ディスク・ブレーキ
- ・内部拡張式 外部収縮式
- ・油圧式 空気式

注) 次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。

- ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの

(7) 緩衝装置

緩衝装置について、次に該当する改造を行うもの

緩衝装置の種類の変更（コイルスプリング リーフスプリング トーションスプリング ウォーキングビーム トラニオン エア（油圧）サスペンション）を行うもの

緩衝装置の懸架方式（リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。）の変更（リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの）を行うもの

(8) 連結装置

牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・第5輪式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ピントルフック式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ベルマウス式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの
- ・ヒッチボール式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの

(9) 燃料装置

燃料の種類を変更する改造を行うもので次に該当する改造を行うもの

- ・ガソリン 軽油 LPガス（LPG） 圧縮天然ガス（CNG） メタノール 電気 その他の燃料
- ・ハイブリッド

(10) その他

上記(1)から(9)の各号に該当する改造を行う場合において、同一型式内に設定がある装置等を取付け方法を変更することなく使用するものについては、届出に係る添付資料のうち計算書及び強度検討書の提出を要さないものとする。

ただし、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としているものにあつても同一型式とみなして取り扱って差し支えないものとする。

4. 届出

- (1) 改造自動車の製作者、施工者等（以下本要領において「届出者」という。）は、改造自動車を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車届出書（以下本要領において「届出書」という。）、改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲

げる届出先の区分のうち、改造自動車については最寄りの検査部長又は事務所長(以下本要領において「事務所長等」という。)に届出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であって、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。

なお、届出者は、改造自動車に係る改造等の内容に責任を有するものが行うものとする。

(2)届出者は、届出書、説明書及び添付資料を検査に先だって届出先に提出するものとする。

5.届出書及び説明書の様式並びに添付資料

(1)届出書の様式は、第1号様式によるものとする。

(2)説明書の様式は、第2号様式によるものとする。

(3)添付資料は、改造内容等の区分により別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。

(4)届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。

6.届出の受理

届出は、届出書及び説明書の記載に不備がないこと及び改造内容等の区分により所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。

なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。

7.審査及び審査結果の通知等

(1)届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。

なお、書面審査は、次により行うものとする。

改造自動車の範囲の確認

車名及び型式のほか「3.改造自動車の届出の必要な範囲」でいう(1)から(9)までの装置等の過半数が型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置と同一であることを以下の書面により確認する。

- ・譲渡証明書(写し)
- ・改造した範囲及びその実施者を記載した自動車製作者からの書面
- ・改造概要等説明書(第2号様式)
- ・その他書面

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査

改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
<p>1 .届出書(第1号様式)</p> <p>2 .改造概要等説明書(第2号様式)</p> <p>3 .添付資料</p> <p>改造概要等説明書(主要諸元比較表</p>	<p>届出年月日、届出者名(改造施工者名)、住所及び改造内容等の記載事項を審査する。</p> <p>(a) 記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。</p> <p>(b) 能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。</p> <p>(c) 能力強度等に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。</p> <p>(d) 主要諸元表の基準欄に軸重及び総重量の許容限度値を記載し、安全側にあることを確認する。</p> <p>(e) 届出者に交付する審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。</p> <p>(f) 改造の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p> <p>改造内容に応じた資料(届出書の裏面を参照)が添付されていることを審査する。</p> <p>(a) 記載漏れがないことを確認する。</p> <p>(b) 主要諸元比較表及</p>	<p>能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。</p>	<p>次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。</p> <p>許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。</p>	<p>第1号様式</p> <p>第2号様式</p>

欄)及び主要諸元要目表	び外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。			
外観図	(a) 改造概要等説明書(主要諸元比較表欄) 及び主要諸元要目表に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。 (b) 縮尺は任意とする。			検査時には、改造自働車等審査結果通知書(写しで差し支えない。) に添付して提示する 同上
改造部分詳細図	(a) 改造の方法及び要領が適切であることを確認する。 (b) 改造前後の比較により適切な施工がされていることを確認する。 (c) 車枠及び車体においては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。			
車枠(車体) 全体図	車枠の形状及び寸法が適切に記載されていることを確認する。			
最大安定傾斜角度計算書	各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は 6 0 cm 以上とする。計算により求める場合には、 4 - 6 - 1 (3) に基づく算式で計算するものとする。	各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。 改造後の最大安定傾斜角度の実測がされているもの。	計算値が保安基準の規定値より 2 度以上(モーメント法にあっては 5 度以上) の余裕がない場合は実測する。
制動能力計算書	(a) ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。 (b) 制動停止距離又は制動力は十分な余裕があ	(a) 制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F = 0.5 \times (W + W_f) \times 1.0$ F : 制動力 (N) W : 車両総重量 (kg) W _f : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック : $0.07 W_1$	新型自動車等の審査における制動停止距離の制動方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。	

	<p>ることを確認する。 (c)トレーラにあっては、非常ブレーキの取付けについて確認する。</p>	<p>乗用車等：0.05W₁（バス、トレーラ、小型トラックを含む。） W₁：車両重量 ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日告示第619号）第93条第3項又は第171条第3項の適用を受ける自動車（専ら乗用の用に供する自動車）の制動力は、次によるものとする。 F = 0.65 × (W + W_f) × 1.0 F：制動力（N） W：車両総重量（kg） W_f：回転部分相当重量（kg）（= 0.05W） (b) エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。 $P_6 = P_0 (V_t / V)^6 + X V_0 > 4.5$（絶対圧） $V_0 = N / 60 \times T \quad V_1$ P₆：6回踏み後のエアータンク圧力（kPa） P₀：初期圧力（800kPa） V：V_t + V_p + V_c V_t：エアータンク容積（L） V_p：エア配管容積（L） V_c：エアチャンパー容積合計（L） X：タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数 単車・・・0.12 連結車・・・0.05 V₀：空気補給量（L/sec） N：原動機最高回転時のコンプレッサ回転数（rpm） T：ブレーキ踏み間隔時間（sec） ：コンプレッサ効率（0.6） V₁：コンプレッサ総排気量（L）</p>	
<p>走行性能計算書</p>	<p>計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p>	<p>別添8「連結車両の走行性能の技術基準」に基づく算式で計算するものとする。</p>	<p>原動機、減速機構及びタイヤについて変更のないもので許容限度以内のもの。</p>

最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	計算により求める場合には、4 - 7 - 1 (3)又は5 - 7 - 1 (3)に基づく算式で計算するものとする。	軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。改造後の実測証明があるもの。	計算値が1 mを超える場合は実測する。
車枠(車体)強度計算書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度計算書は、(社)自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	(a) 前後軸重が許容限度以内で車体を改造したもの。ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。 (b) 車枠を短縮したものにあっては、省略することができる。 (c) モノコックボディの改造において、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	
動力伝達装置強度検討書	(a) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 (b) 伝達トルク又は回転数が増加するものにあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は	(a) 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3 (b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。	(a) 原動機の変更又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び駆動軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。 (b) 標準車のプロペラシャフトを短縮したもの	

	危険回転数に対する安全性を確認する。 (c) プロペラシャフトを延長するものに対しては、危険回転数に対する安全性を確認する。 (d) 断面形状を変更するものに対しては、危険回転数に対する安全性を確認する。 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	(c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率 N_c / N_p は、1.3以上であるものとする。 N_c : プロペラシャフトの危険回転数 N_p : 最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数		
走行装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	に同じ		
操縦装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	(a) キングピン又は前輪操向軸回りには、 $0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 N \cdot m$ のトルクが作用するものとして計算するものとする。 (b) かじ取ハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。 大型トラック、バス等・・・・・・・・ ・・・・・・・・35 x 9.8 N・m 小型車、乗用車・・15 x 9.8 N・m ：ハンドルの半径(m) なお、パワーステアリングを装着したのものに対しては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。 (c) ドラッグリンク、タイロッド等の改造に対しては、座屈強度を検討する。 (d) 上記(a)、(b)及び(c)により検討した結果、破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
制動装置強度	強度検討が適切であり、	強度検討は、次の力が作用した場合に		

度検討書	十分な強度が確保されていることを確認する。	において、各部の強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
緩衝装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	に同じ		
連結装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタの牽引力として検討し、その強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
低減性能向上改造証明書				
その他特に指示された資料等				

(2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると認められるものについては、事務所長等から届出者に通知書（提出のあった説明書を改造自動車審査結果通知書としたもの。）を交付するものとする。

なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。

8. 審査済車両の検査の取扱い

(1) 改造自動車の検査を申請する者は、検査法人に通知書（写しをもって代えることができる。以下同じ。）、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料（以下「検査用改造関係資料」という。）を提示するものとする。

(2) 改造自動車の審査は、検査用改造関係資料を参考に次の点に留意して行うものとする。

改造自動車審査結果通知書（主要諸元比較表）、外観図及び改造部分詳細図を参考として検査を実施し、保安基準への適合性を確認する。この場合において、検査車の車台番号、型式等が提示された譲渡証明書記載事項と同一であることを確認する。

改造部位及び改造方法が改造部分詳細図と同一であることを確認する。

改造自動車審査結果通知書の指示事項として、改造部位、最大安定傾斜角度等の測定を検査の際に行う旨記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。

(3) 改造自動車の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領附則1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2（製作誤差の範囲）に定める範囲であることを原則とする。

ただし、製作誤差の範囲を超えるものであっても、通知書に記載されている改造

内容等に変更がなく、改造自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

9. 改造自動車の特例

- (1) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成7年1月30日自技第13号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日自技第60号)の別添標準改造要領(以下「標準改造要領」という。)による改造を行う場合には、4.及び5.の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)又は「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。
- (2) 標準改造要領によらない改造を行う場合には、4.に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。

届出先	改造内容等	届出書	改造概要等説明書	添付資料																	
				主要諸元要目表	外觀図	改造部詳細図	車枠(車体)全体図	計算書				強度検討書									
								最大安定傾斜角度計算書	制動能力計算書	走行性能計算書	最小回転半径計算書	車枠(車体)	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置			
事務所	(1) -	車枠及び車体	フレームを有する自動車のホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの																		
	(1) -		モノコック構造の車体の変更を行うもの																		
	(1) -		二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの																		
	(2) -	原動機	型式の異なる原動機に寄せ換えるもの																		
	(2) -		総排気量を変更するもの																		
	(3) -	動力伝達装置	プロペラシャフトの変更を行うもの																		
	(3) -		ドライブシャフトの変更を行うもの																		
	(3) -		トランスミッションの変更を行うもの																		
	(3) -		駆動軸数の変更を行うもの																		
(3) -		駆動軸への動力伝達方式の変更を行うもの																			
検査部	(4) -	走行装置	走行方式の変更を行うもの																		
事務所	(4) -		フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの																		
	(4) -		軸数の変更を行うもの																		
検査部	(5) -	操縦装置	かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの																		
(5) -	操舵軸数の変更を行うもの																				
事務所	(5) -		リンク装置の変更を行うもの																		
検査部	(5) -		かじ取操作方式の変更を行うもの																		
(6)	制動装置	制動方式の変更を行うもの																			
事務所	(7) -	緩衝装置	緩衝装置の種類の変更を行うもの																		
	(7) -		緩衝装置の懸架方式の変更を行うもの																		
	(8)	連結装置	牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置の取り付け、変更又は改造を行うもの																		
検査部	(9)	燃料装置	燃料の種類を変更する改造を行うもの																		

注1. 届出先欄の事務所について、検査部においても取り扱うものとする。

注3. 制動能力計算書欄の は、駐車ブレーキに係るもののみとする。

注2. 主要諸元要目表は、輸入自動車等特別取扱制度別添「輸入自動車特別取扱要領」に準じた様式とする。

注4. 最小回転半径計算書欄の は、ホイールベースを延長した場合に提出するものとする。

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称

印

住 所

連絡先（担当者）

電 話 番 号

改造自動車届出書

車名・型式		種別		用途		
改造内容	(1) -	車 枠 及 び 車 体	(3) -	動 力 伝 達 装 置	(5) -	操 縦 装 置
	(1) -	"	(3) -	"	(6)	制 動 装 置
	(1) -	"	(4) -	走 行 装 置	(7) -	緩 衝 装 置
	(2) -	原 動 機	(4) -	"	(7) -	"
	(2) -	"	(4) -	"	(8)	連 結 装 置
	(3) -	動 力 伝 達 装 置	(5) -	操 縦 装 置	(9)	燃 料 装 置
	(3) -	"	(5) -	"		
	(3) -	"	(5) -	"		
改造予定車両両数		主たる使用地域				

注：該当する改造内容等を で囲むこと。

添 付 資 料																						
改造内容	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(7)	(7)	(8)	(9)
	車 枠 及 び 車 体	同 左	同 左	原 動 機	同 左	動 力 伝 達 装 置	同 左	同 左	同 左	同 左	走 行 装 置	同 左	同 左	操 縦 装 置	同 左	同 左	同 左	制 動 装 置	緩 衝 装 置	同 左	連 結 装 置	燃 料 装 置
添付資料																						
届 出 書																						
改 造 概 要 等 説 明 書																						
主 要 諸 元 要 目 表																						
外 観 図																						
改 造 部 分 詳 細 図																						
車 枠 (車 体) 全 体 図																						
最 大 安 定 傾 斜 角 度 計 算 書																						
制 動 能 力 計 算 書																						
走 行 性 能 計 算 書																						
最 小 回 転 半 径 計 算 書																						
強 度 検 討 書	車 枠 (車 体)																					
	動 力 伝 達 装 置																					
	走 行 装 置																					
	操 縦 装 置																					
	制 動 装 置																					
	緩 衝 装 置																					
	連 結 装 置																					

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

第 号
年 月 日

殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

[指示事項]

主要諸元比較表

項目	標準車	改造車	基準	項目	標準車	改造車	基準
車名				乗車定員人			
型式				最大積載量 kg			
自動車の種別				車両 総重量 kg	前前軸重		≤10t
用途					前後軸重		≤10t
車体の形状					後前軸重		≤10t
燃料の種類					後後軸重		≤10t
原動機型式					計		
総排気量 ℓ				最大安定 傾斜角度°	右		一般≥35°
長さ m			≤12m		左		その他≥30°
幅 m			≤2.5m	タイヤ サイズ	前前軸		
高さ m			≤3.8m		前後軸		
軸距 m					後前軸		
輪距 m	前軸			後後軸			
	後軸			積車時 タイヤ 荷重割合 %	前前軸		
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さ m				前後軸		
	幅 m				後前軸		
	高さ m			後後軸			
車両重量 kg	前前軸重			積車時前輪荷重割合%			≥18, 20%
	前後軸重			リヤ・オーバーハング			≤1/2,
	後前軸重			m			11/20, 2/3L
	後後軸重			荷台オフセット m			
	計			最小回転半径 m			

能力強度等検討書

制動能力	踏力 N	km/h	m	車枠強度	σ_B/σ	/	=	>1.6			
				車軸強度	σ_B/σ	/	=	>1.6			
				操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6			
				緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6			
推進軸 強度	回転数	Nc/N	/	=			制動装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6
	強度	$\sigma_B \cdot \tau$	/	=			連結装置強度	σ_B/σ	/	=	>1.6

注：能力検討欄は、該当しないものは－、省略したものは×を記入すること。

改造等の概要

目的	
車枠及び車体	
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	

注：変更のない事項については、斜線で記入すること。